

〔第5号議案〕 収支予算に係る補正等の権限委任の件

予算執行等の際し、以下の権限を理事会又は3役会議に委任する。

委任する権限	委任の範囲	委任機関
1 予算執行の際し、急激な社会経済情勢の変動があったとき、又は災害や大規模な事故等が発生したときに緊急的に新たな事業の実施、或いは既存事業の変更が必要となった場合の収支予算を補正する権限	補正の額が50万円以下の場合	3役会議
	補正の額が200万円以下の場合	理事会
2 予算執行の際し、急激な社会経済情勢の変動があったとき、又は災害や大規模な事故等が発生したときに緊急的な措置の実施、或いは既存事業の変更が必要となった場合の収支予算の各項目間の流用を決定する権限	流用の額が30万円以下の場合	3役会議
	流用の額が100万円以下の場合	理事会